

# 「COP13 & COP-MOP2報告会」

生物多様性条約第13回締約国会議 及び  
名古屋議定書第2回締約国会合の報告  
(CBD第8条j項-伝統的知識、  
名古屋議定書第14条-ABSクリアリング・ハウス、  
名古屋議定書第30条-遵守、  
名古屋議定書第31条-議定書の評価と見直し)

平成29年1月27日(金)@JBA

(一財)バイオインダストリー協会  
野崎恵子

## 1. CBD第8条j項-伝統的知識(TK)

### 【内容】

- ①TKのアクセス及び生物多様性の保全及び持続可能な利用のためにそれらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分、並びにTKの不法な適用を報告し、防止するため、先住民族及び地域社会の“[自由な、]事前の情報に基づく同意”又は“承認又は関与”を確保するための仕組み、法令、その他の適切なイニシアティブを策定するための任意ガイドライン
- ②第8条j項及び関連規定に関する多年度作業計画のタスク15及びTKの還元のためのベストプラクティスガイドライン
- ③第8条j項及び関連規定で用いられる関連キータム及びコンセプトの用語集
- ④国連先住民常設フォーラムへの勧告
- ⑤課題分野及び他の横断的課題に関する詳細対話

### 【資料】

議題 UNEP/CBD/COP/13/3

決議 ①UNEP/CBD/DEC/XIII/18

②UNEP/CBD/DEC/XIII/19 B

③UNEP/CBD/DEC/XIII/19 D

参考：H27年度環境対応技術開発等(生物多様性総合対策事業)委託事業報告書 p.291~  
「伝統的知識を巡る国際動向」 田上麻衣子(専修大学)

※ COP12決定、Indigenous and local communities (ILCs)は、Indigenous peoples and local communities (IPLCs)  
MOP2でも、変更が決定された。決定以後、CBDとNPでは全てIPLCsとするが、意味は変更なし。  
本セミナーでの日本語訳は「先住民族」とする。(詳細はH26の委託事業報告書 P.189-を参照)

① Voluntary guidelines for the development of mechanisms, legislation or other appropriate initiatives to ensure the [free,] prior informed consent [or approval and involvement] of indigenous peoples and local communities for accessing their knowledge, innovations and practices, the fair and equitable sharing of benefits arising from the use and application of such knowledge, innovations and practices relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity, and for reporting and preventing unlawful appropriation of traditional knowledge

## 【内容】

- ・先住民族が保持する伝統的知識(TK)について、
- ・下記を提供することを意図した、
  - ① 仕組み、国内法令、その他適正なイニシアティブの策定
    - ・先住民族や地域共同体の“事前の情報に基づく[自由な]許可”又は[“承認と関与”]とTKの利用と応用からの利益配分を確保

### ② 報告

### ③ 不法適用を防止すること

- ・任意なガイドライン

## 【事前のJBAの注目ポイント】

- ・任意性の確保 ・他のフォーラム(WIPO/IGC: 出所開示)への影響がないように

自由(Free)の意味: 先住民や地域社会が圧力をかけられず、脅迫されたり、操作されたり、過度に影響されたり、強制されずに彼らの同意が与えられたりすること

# ① MO'UZ KUXTAL Voluntary Guidelines

Voluntary guidelines for the development of mechanisms, legislation or other appropriate initiatives to ensure the “prior and informed consent”, “free, prior and informed consent” or “approval and involvement”, depending on national circumstances, of indigenous peoples and local communities for accessing their knowledge, innovations and practices, for fair and equitable sharing of benefits arising from the use of their knowledge, innovations and practices relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity, and reporting and preventing unlawful appropriation of traditional knowledge

## 【争点】

- ・先住民族が保持する伝統的知識、工夫、慣行(TK)について、
- ・下記のガイダンスを提供することを意図した、
  - ① 仕組み、国内法令、他の適正なイニシアティブ策定のため
    - ・国内法令に基づき、国内状況に応じ、先住民族の“事前のかつ情報に基づく許可”, “自由な事前のかつ情報に基づく許可”, “承認又は関与”によりTKの取得や利用の許可を、潜在的利用者が取得することを確保する
    - ・TKの利用と応用からの利益配分を確保
  - ② 報告
  - ③ 不法適用を防止すること
- ・任意なガイドライン

※ 黒下線は締約国、赤字はIPCS'sの主張

# ① MO' OZ KUXTAL Voluntary Guidelines

Voluntary guidelines for the development of mechanisms, legislation or other appropriate initiatives to ensure the “prior and informed consent”, “free, prior and informed consent” or “approval and involvement”, depending on national circumstances, of indigenous peoples and local communities for accessing their knowledge, innovations and practices, for fair and equitable sharing of benefits arising from the use of their knowledge, innovations and practices relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity, and reporting and preventing unlawful appropriation of traditional knowledge

## 【結果】

- ・当該ガイドラインは最後まで揉めた末に採択された。
- ・伝統的知識についてのみであり、名古屋議定書の「遺伝資源に関連する伝統的知識」には適用されない。
- ・利用者は??? → 国内法に従う。MATを締結する。

※ MO' OZ KUXTALとはマヤ語で「生命の根源」の意

## ② 8(j) 及び関連規定で用いられる 関連キーターム及びコンセプトの用語集

### 【内容】

- ・CBD及びTKに関する用語集 (UNEP/CBD/COP/13/INF/5/ADD1)
- ・関係する用語について、様々な国際文書から文言を引用している。
- ・8jの作業計画にはあったものの、8(j)-WG9で突如事務局から提供され議論されていない。

### 【事前の注意ポイント】

- ・参考とするだけ。内容を詰めて条約や議定書で利用するものにしない。  
(影響が大きすぎる)

### 【結果】

- ・8(j)-WG10で更なるキーターム用語集とコンセプトの検討、を勧告。(IPLCsの完全で効果的な参加も確保)
- ・事務局は、COP14の採択を視野に入れて、更なる精錬作業のため、締約国や政府、関係組織、IPLCsによるピアレビューを可能にするため、キーターム用語集とコンセプトの案を、8(j)-WG10までに策定する。

### ③Progress in the development of the Rutzolijirisaxik voluntary guidelines for the repatriation of traditional knowledge of indigenous people and local communities relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity (TK還元のためのベストプラクティスガイドライン)

#### 【内容】

- ・CBD17条2項に基づくもの
- ・先住民族等の失われた伝統的知識(TK)について、保全しているところから還元することについての実際的ガイドライン(目標、目的、範囲、指針)
- ・今後8(j)WG-10で検討され、COP14において採択の予定

#### 【事前の注意ポイント】

- ・元の所有者の権利化の話と直結させないこと
- ・戻すことに協力した国も、そのまま使い続けられるようにすること

#### 【結論】

- ・今後8(j)WG-10で検討され、COP14において採択の予定

※ Rutzolijirisaxikとはマヤ語で「起源の場所に戻ることの重要性」の意

## 2. 「遵守委員会報告」(NP第30条)

#### 【資料】

議題: UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/4

決定: CBD/NP/MOP/2/3

#### 【内容】

- ・決定1/4に従って開催された第1回遵守委員会報告
  - ①守秘義務や利益相反等含めた手続規則の作成
  - ②支援の必要性及びその方法を特定し及び検討

#### 【事前のJBAの視点での注意ポイント】

- ・以前は国内ABS法令の不遵守をこの条項で扱うかどうか、ILCs(現IPLCs)の参加をどうするか、であったが、前回解決済みであり、特段の留意点はなし

#### 【結果】

- ①遵守委員会のルールが採択された  
※オンラインでの決定について、オブザーバ参加者への利益相反規定の適用
- ②まだ経験が不足しているとして、将来の会議に持ち越し。議定書の実施に関して困難な点等を適時各国の中間報告に含んで提出するよう要望。増えた経験等で議定書の見直しに貢献。

### 3. 「議定書の評価と見直し」(NP第31条)

【資料】議題: UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/11

決議: CBD/NP/MOP/DEC/2/4

#### 【内容】

- ・議定書が発効してから4年後(第3回会合)に1回目の評価を行う事になっているので、その手段や方法の要素について検討

#### 【事前のJBAの視点での注意ポイント】

- ・万が一、この議論の下で、ABS-CHや国別報告に「個別契約」の内容や、「遺伝資源の利用実態」が出てきた場合には盛り込まれないようにすること。

#### 【結果】

- ・評価と見直しに関する要素(国別報告、ABS-CHからの情報、他)の採択と、他の情報(調査)の必要性の検討や、関連する情報の分析と合成、指標の作成を事務局に要請。議定書実施補助機関(SBI)は、事務局からの情報や、遵守委員会からのインプットと勧告をレビューし、所感と勧告をMOP3に提出する。

### 4. 「ABS-CHと情報共有」(NP第14条)①

【資料】議題: UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/3

決定: CBD/NP/MOP/2/2

#### 【内容】ABS-CHの運用

#### 【事前のJBAの視点での注意ポイント】

- ・提供国による遺伝資源の利用のモニタリング等が盛り込まれないようにすること(特に名古屋議定書に規定のない、チェックポイントコミュニケ(CPC)を通じて)

#### 【会議中に出た意見】

- ・締約国法令を初めとする義務情報の更なる掲載
- ・6カ国語での運用・IRCC(情報の秘匿性、遺伝資源に関連した伝統的知識、国境を跨ぐ場合、等)
- ・法令等、遵守するための情報を探しやすく。



## 4. 「ABS-CHと情報共有」(NP第14条)②

### 【結果】

- ・事務局によるABS-CHの推進とABS-CHに関する支援活動について歓迎
- ・次の2年間、指標と優先順位を念頭に置いて、国連の6つの公式言語での運用と、コンテンツと利用増加(可能なリソースに応じて)
- ・IRCCとCPCに関する問題点の進展に留意し、IRCCとCPCが様々な状況でどのように機能するかについての国境を越えた遺伝資源や共有遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的知識、および遺伝資源の利用のモニタリングに関連する他の課題についての追加経験の必要性を認識する。
- ・法的確実性に貢献するIRCCの掲載
- ・非公式アドバイザリー委員会の開催とMOPへの報告
- ・MOP3で行われる第31条の議定書の有効性と見直しの際にABS-CHも見直す、等

## <参考> ABSクリアリング・ハウス

<https://absch.cbd.int/>

### 1. 各国情報が掲載

各国の当局、担当者、法令等の措置、ウェブサイト、チェックポイント、チェックポイントコミュニケ、国別報告書に関する情報

### 2. 名古屋議定書の「国際的に認知された遵守証明書

(Internationally Recognized of Certificate of Compliance : IRCC)・・・この固有番号が日本の措置に関係(届出、様式1)

※秘密情報の情報が損なわれることなく(14条2項)、秘密で無い場合には(17条4項)・・・名古屋議定書の規定(インドなどはIRCCにPICを発給した先を掲載していない)

※IRCCは遺伝資源に関してのみ言及

3. バーチャルライブラリー(本、資料)、
4. キャパビル関係
5. モデル契約条項、行動規範、ガイドライン、ベストプラクティス
6. 先住民の共同体規約と手続き、慣習法